

郵送申請方法（登記完了前の仮成果）

以下1～4の書類を同封し、「まちづくり課地籍係」まで郵送ください。
仮成果がお手元に届くまで、1～2週間程度かかりますのでご了承ください。

□ 1. 仮成果交付申請書（記入済のもの）

*様式及び記載例はホームページに掲載しています

□ 2. 申請書の本人確認書類

*申請者の本人確認ができる以下の例のような書類が必要です

(例) 個人申請の場合（コピーを同封ください）

・運転免許証 ・マイナンバーカード（※）

・住民基本台帳カード ・健康保険証（※） ・介護保険証

法人申請の場合（原本を同封ください）

・登記簿謄本 及び 会社の名刺

※マイナンバーカードのマイナンバー（個人番号）の他、令和2年10月1日より、法改正のため健康保険証の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」はコピーする際に写らないようにしていただくか、コピーした後に見えないようにマスキング（塗り潰す等）していただくうえでお送りくださいますようお願いいたします。

□ 3. 返信用封筒と返信切手

*返信先は申請書に記載された申請者の住所となります

*返信切手の料金が分からない場合は、切手を貼らずに多めにお入れいただければ、余った切手はお返しします

*開封の際に裁断されないよう、封筒は小さく折りたたんでお入れください

切手

〒〇〇〇-〇〇〇〇

千葉市中央区市場町〇丁目〇番〇号

長生 太郎 様

□ 4. コピー代

*仮成果1枚につき20円のコピー代がかかります

複数の筆を請求される場合でも、1枚に収まる場合は1枚分のコピー代となりますので、請求前にお問い合わせください

*コピー代の納付は、「切手」又は「定額小為替」でお願いします

注：定額小為替の有効期限は発行日から6か月です

ご申請によってはお時間がかかる場合もありますので、有効期限に余裕のあるものを同封してください

定額小為替証書		この部分は何も記入しないでください	
01234-56789		円	
指定	受取人住所氏名 様		
上記金額をこの証明書の発行の日から6ヶ月以内に郵便局でお受け取りください。 上記の金額を受け取りました。		切り取らないでください	
見本	おところ		この証書は機械で処理しますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。
	おなまえ		

《問い合わせ》

〒299-4394

千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村役場まちづくり課地籍係

TEL 0475-32-2116